

令和5年第3回定例会 一般会計予算決算常任委員会審査記録

- 1 日 時 令和5年9月26日(火) 午前10時00分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第96号 令和5年度村上市一般会計補正予算(第4号)
議第103号 令和4年度村上市一般会計歳入歳出決算認定について
- 4 出席委員(19名)
- | | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 上村正朗君 | 2番 | 菅井晋一君 |
| 3番 | 富樫雅男君 | 4番 | 高田晃君 |
| 5番 | 河村幸雄君 | 6番 | 本間善和君 |
| 7番 | 鈴木好彦君 | 8番 | 稲葉久美子君 |
| 9番 | 鈴木一之君 | 10番 | 渡辺昌君 |
| 11番 | 尾形修平君 | 12番 | 鈴木いせ子君 |
| 13番 | 川村敏晴君 | 15番 | 木村貞雄君 |
| 16番 | 長谷川孝君 | 18番 | 山田勉君 |
| 19番 | 三田敏秋君 | 21番 | 小杉武仁君 |
| 22番 | 大滝国吉君 | | |
- 5 欠席委員(1名)
- 17番 佐藤重陽君
- 6 説明のため出席した者(なし)
- 7 議会事務局職員
- | | |
|-----|---------|
| 局 長 | 内 山 治 夫 |
| 書 記 | 中 山 航 |

(午前10時00分)

委員長(大滝国吉君)開会を宣する。

○本日の審査は、議第96号令和5年度村上市一般会計補正予算(第4号)及び議第103号令和4年度村上市一般会計歳入歳出決算認定について、それぞれ、各分会長の審査報告の後、質疑を行う。

日程第1 議第96号令和5年度村上市一般会計補正予算(第4号)を議題とし、議第96号令和5年度村上市一般会計補正予算(第4号)について、総務文教分科会長小杉武仁君から審査の概要について報告を受けた後、総務文教分科会報告についての質疑を行い、市民厚生分科会長長谷川孝君から審査の概要について報告を受けた後、市民厚生分科会報告についての質疑を行い、経済建設分科会長尾形修平君から審査の概要について報告を受けた後、経済建設分科会報告についての質疑を行う。

総務文教分科会
(報告)

小杉総務文教分科会長 おはようございます。ただ今上程されている、議第96号令和5年度村上市一般会計補正予算(第4号)のうち、総務文教分科会の所管する審査範囲について、その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。去る9月13日及び14日の両日、市役所第1委員会室において、分科会委員6名、副議長、副市長、教育長、理事者出席のもと、総務文教分科会を開会いたしました。その審査の概要と経過について報告をいたします。1日目である9月13日は、総務課、財政課、企画戦略課、会計管理者、選管監査事務局、議会事務局、荒川支所、神林支所、朝日支所、山北支所、消防本部所管分を審査することに決定し、議第96号令和5年度村上市一般会計補正予算(第4号)のうち、総務文教分科会の所管分について、担当課長

から説明を受けた後、質疑に入った。初めに歳入については、質疑なかった。次に歳出について、第1款議会費は質疑なかった。第2款総務費について、委員より、一般管理経費では、事務補助員の報酬については、10月1日からの最低賃金改定も反映されているのかとの質疑に、今回の補正は産前産後休暇、育児休業等で、当初見込めなかった会計年度任用職員が増えており、その不足分を追加したというものとの答弁。委員より、企画費の生活交通確保対策事業経費について、毎年、山北地域交通運営協議会に対する補助金が計上されることになるのかとの質疑に、毎年、山北地域交通運営協議会の補助金という形で予算計上する予定との答弁。委員より、コミュニティバスは大毎・鼠ヶ関線、雷・勝木線、自家用有償運送となるが、それぞれの予算額はどの質疑に、雷・勝木線は、779万5,000円、大毎・鼠ヶ関線は、776万3,000円、有償運送は556万1,217円になるとの答弁。委員より、運賃は事業者の収入になるのかとの質疑に、運賃については、運行経費から運賃収入を差し引いた分を委託料として事業者を支払うとの答弁。委員より、利用数の見込みはどの質疑に、自家用有償運送は半年で1日2人ぐらいのご利用という想定で、100日分の人数を見込んでいる。コミュニティバスについては、前年の実績により、大毎・鼠ヶ関線の継続部分が1,854人、新設部分が1,000人、雷・勝木線が1,849人、合計4,703人と見込んでいるとの答弁。委員より、自家用有償運送については、登録制となるが登録はいつから始めるのかとの質疑に、登録は10月1日の運行に間に合わせる必要があり、本県の地域交通政策局に登録の申請はしているが、登録はまだ完了していない状況との答弁。委員より、本庁舎管理経費では、庁舎1階の村上水道事務所の廃止に伴い、事務用スペースへ改修するとの説明だが、具体的な計画はどの質疑に、2階の福祉課が手狭になっていることから、1階へ移動したいと考えている。外部からの入口ドアについても自動化を図ることから、補正をするものとの答弁。第9款消防費、第11款災害復旧費、第14款予備費、第2条第2表債務負担行為補正、第3条第3表地方債補正は質疑なかった。次に、2日目となる9月14日は、学校教育課および生涯学習課の所管分について審査するものとし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入った。初めに歳入については、質疑なかった。次に、歳出について、第10款教育費について、委員より、本年は猛暑になったことで、校舎によっては高温状態も見受けられたが、事例の報告はなかったのかとの質疑に、学校の普通教室は全てエアコンの整備が済んでいることから、通常の授業については十分な対応ができたと捉えているが、特別教室は設置率も低いことから、今後、計画的に整備をしなければならぬと認識しているとの答弁。委員より、ICT推進事業経費では、タブレットの故障と説明もあったが、主な故障の原因はどの質疑に、事例には故障と破損があり、タブレット端末を自宅に持ち帰って使うことが多くなり、持ち帰りに伴う破損が多くなっているとの答弁。その他さしたる質疑なく、以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、賛否についての発言を求めたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第96号のうち総務文教分科会所管分については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定した。以上で報告を終わる。

総務文教分科会

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

市民厚生分科会

(報告)

長谷川市民厚生分科会長 ただ今上程されている議第96号令和5年度村上市一般会計補正予算(第4号)のうち、市民厚生分科会所管分については、去る9月15日、19日の両日、市役所第1委員会室において、分科会委員全員、議長、正副委員長、副市長及び理事者出席のもと、市民厚生分科会を開催いたしました。その審査概要と結果に

ついて報告いたす。初めに、歳入について、担当課長から説明を受けた後質疑に入った。第16款県支出金、ひとり親家庭等日常生活サポート事業補助金について、委員より、現在ファミリーサポートセンター会員はどのくらいいるのかとの質疑に、会員数は、令和4年度末現在で依頼会員が154人、提供会員が60人、依頼と提供を兼ねる両方会員が18人、合わせて232人との答弁。委員より、提供会員は十分足りている現状なのかとの質疑に、提供会員については、数字が示すとおり足りてはいない。依頼会員は提供会員の2倍以上となっており、このやりくりを市職員が苦慮しているところであるとの答弁だった。委員より、ホームページを見ると、ファミリーサポートセンターの利用料金200円について、令和4年度に限って市が負担しているが、今年度はどうなっているのかとの質疑に、この事業は、県の補助事業として1年単位で判断していくとのことだが、令和5年度については、事業が行われており、ひとり親家庭または住民税非課税世帯については、利用料金200円を市が負担し、無料で利用いただいているとの答弁だった。次に、歳出について、担当課長から説明を受けた後質疑に入った。第2款総務費、交通安全対策一般経費について、委員より、運転免許証を自主返納する65歳以上の高齢者に対し、奨励金として、1人1回に限り1万5,000円を交付するとして、350人分、525万円が計上されているが、350人の根拠はどの質疑に、令和4年度の年間返納者数は235名で、高齢者の免許返納率としては1.6%になる。全国平均は2.2%となっており、市としては、3パーセントを目標に掲げているが、目標ということも含めて350人で計上したものであるとの答弁。委員より、奨励金を1万5,000円とした理由は何かとの質疑に、根拠として、現在タクシーの初乗り料金が片道630円であり、月2回、12ヶ月分として算出し、端数調整により1万5,000円とした。月2回の根拠は、国の調査による高齢者の通院にかかる回数が平均月1回から2回とのことから参考にさせていただいたとの答弁だった。次に、第4款衛生費、急患診療所経費について、委員より、発熱者の診療開始に伴い必要とされる医薬材料費に充てる費用とのことだが、インフルエンザが流行ってきていることやコロナの後遺症的なものの一つとして、咳が止まらないなどの喉の症状などで、医薬剤が不足しているという報道もあり、薬局をはじめ、咳止めに関しては手薄で製造元も間に合わない状況もあったが、現在の状況はどの質疑に、医薬材料費については、時期的によってなかなか入手できないことも実際にあるようだが、少しずつ分割して納入してもらい切れないように対応しているとの答弁だった。次に、最終処分場運営経費について、委員より、荒沢最終処分場内の遮光性保護マットの修繕工事費は、水害が原因か、老朽化が原因かとの質疑に、水害ではなく、老朽化に入ると思うが、保護マットが毛羽立っていてシートに到達すると漏水の恐れがあるため張り替えを行うものとの答弁。委員より、保護マットはいつ頃敷いたものかとの質疑に、平成11年から使用しているので、24年くらいになるとの答弁だった。他にさしたる質疑なく、以上で質疑を終結し、自由討議を求めたところ自由討議なく、賛否の発言を求めたところ発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第96号のうち市民厚生分科会所管分は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定いたした。以上で報告を終わる。

市民厚生分科会

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

経済建設分科会

(報告)

尾形経済建設分科会長 ただ今上程されている議第96号令和5年度村上市一般会計補正予算(第4号)のうち、経済建設分科会の所管する審査範囲についての審査の概要と経過についてご報告いたす。去る9月20、21日の両日、経済建設常任委員会の審査に引

き続き、市役所第1委員会室において、分科会委員6名、議長、正副委員長、副市長はじめ理事者出席のもと、経済建設分科会を開会いたした。初めに、歳入について担当課長より説明を受けた後に質疑に入ったが、さしたる質疑なく終了した。次に、歳出について担当課長より説明を受けた後に質疑に入った。初めに第4款衛生費については質疑なく、第6款農林水産業費について、委員より、水産物の海外輸出が話題となっているが、市内への影響はどの質疑に、市内で水産加工している業者で、影響が出ているとの報告は聞いていない。それよりも温暖化の影響で取れる魚種が変化しており、販売に苦慮していると聞いていたとの答弁。次に第7款商工費について、委員より、今回のプレミアム飲食券は、以前までの違いはあるのかとの質疑に、昨年度はプレミアム率が4割だったが、今回は3割であるが、発行枚数等は同様になっているとの答弁。委員より、販売期間が1月13日から2月25日までの予定とあるが、理由はどの質疑に、飲食業の方にアンケート調査を行った結果であるとの答弁。次に、第8款土木費について、委員より、村上駅周辺まちづくり事業経費の都市再生整備計画策定業務委託料で、交通量調査なども行うのかとの質疑に、あくまでも国の補助事業の採択を受けるための基礎資料を作成するもので、交通量調査等は、測量設計委託料に計上しているとの答弁。委員より、先般、田端町地区で説明会を行ったとのことであるが、どのような状況であったかとの質疑に、一応ご理解はいただいて、特に反対の声は出なかったが、保育園の規模や、国の施設はどうなるのかなどの意見があった。おおむね期待はしてくれているものと受け止めたとの答弁。委員より、今後、どのような手法で市民の声を聞いていくのかとの質疑に、こども課主催の説明会が10月2日から4日まで、各保育園の保護者を対象に行う。そして、10月13日には市民説明会、それからワークショップということで、若い人の意見も取り入れるために市内3校の高校に出向きワークショップの在り方や、やり方も含めて協議を行っているとの答弁。第11款災害復旧費、第2表債務負担行為補正については、質疑なかった。以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、賛否についての発言を求めたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第96号のうち経済建設分科会所管分については起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定した。以上で報告を終わる。

経済建設分科会

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

鈴木 好彦

それでは本案に対する反対の立場から討論させていただく。ただいま議題となっている一般会計補正予算(第4号)で、歳出の部、2款1項5目財産管理費の、土地取得特別会計繰出金だが、説明によると、村上総合病院跡地付近及び道の駅朝日整備のための土地の先行取得に伴う繰出金とのことだ。このうち道の駅朝日については、これまで何度となく説明を受け質疑も交わされ、おおよその方向性についてはおおむね共有されたものと理解しており、先行取得については疑義を挟むものではない。しかし、村上総合病院跡地付近のための土地の先行取得については、8月30日に村上駅周辺まちづくり大規模跡地利活用検討状況という報告を資料とCG動画で行われたのみで、十分な質疑もなされていないこの時点で、内容について不明なまま、先行取得についての可否を問われても、判断する材料を持ち合わせていないのが現実だ。よって、本件は機が熟したときに検討されるべきものと申し上げ、このたびは積極的反対ではなく、賛成の根拠がないという意味合いで反対とすることにより、本案件を含む本補正予算案に反対いたす。以

上だ。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたところ自由討議なく、討論を求めたところ反対討論が1件あり、起立による採決を行った結果、議第96号については、起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第2 議第103号令和4年度村上市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、議第103号令和4年度村上市一般会計歳入歳出決算認定について、総務文教分科会長小杉武仁君から審査の概要について報告を受けた後、総務文教分科会報告についての質疑を行い、市民厚生分科会長長谷川孝君から審査の概要について報告を受けた後、市民厚生分科会報告についての質疑を行い、経済建設分科会長尾形修平君から審査の概要について報告を受けた後、経済建設分科会報告についての質疑を行う。

総務文教分科会 (報告)

小杉総務文教分科会長 先ほど報告した議第96号に引き続き、議第103号令和4年度村上市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入った。当分科会の所管する審査範囲の主な概要と経過についてご報告いたします。最初に1日目、歳入については、質疑はなかった。次に歳出について、第1款議会費は質疑なく、第2款総務費について、委員より、本庁舎管理経費や支所庁舎管理費では、燃料高騰の関係から、省エネ等の対策状況はとの質疑に、検討しているのは、全体の照明器具となるが、壊れたものについては、順次LEDに交換を進めているとの答弁。委員より、デジタル化推進関連の業務委託では、全庁的な業務量調査をして分析したとの説明だが、具体的にどのような調査を行ったのかとの質疑に、業務量調査では業務ごとに、コア業務とノンコア業務に分けるが、職員でなくてもできるものと、職員しかできないものを、全業務について洗い出しをして見える化を進めた。その結果を基に、DXの計画や全体の業務改革の推進に役立てているとの答弁。委員より、機械でもできる業務の時間的な数値も出したのかとの質疑に、職員でなくてもできる専門的な業務以外のノンコア業務の時間は、51万3,895時間で、全体の25.6%だったとの答弁。委員より、この25.6%をAIやICT、あるいはRPAに替えていく計画は、また、仕分けもなされているのかとの質疑に、この作業の中で代表的なのが、RPAやAI-OCRというものが考えられる。昨年度から、健康保険の調査票を送るような業務においてRPAやAI-OCRを既に使っている。その他も各課にヒアリングをしているので、順次優先順位を付けながら進めていきたいと考えているとの答弁。その他さしたる質疑なく、第3款民生費は質疑なかった。第9款消防費について、委員より、災害時マンホールに直接トイレを設置する装置もあるが、県内の状況では約4割の市町村が導入済みの中、本市の検討状況はとの質疑に、道の駅朝日の整備を進める上で、検討はしている状況との答弁。第11款災害復旧費、第12款公債費、第13款諸支出金、第14款予備費、実質収支に関する調書、財産に関する調書は質疑なかった。次に2日目、歳入について、第13款分担金及び負担金、第14款使用料及び手数料、第15款国庫支出金、第16款県支出金、第17款財産収入、第18款寄附金は質疑なかった。第21款諸収入について、委員より、文芸活動に対する市の取組が活性化されていないと感じるが、取組はとの質疑に、関係者への割引券配布を、昨年度1人2冊までとしていたものを、今年度は3冊にしてきた。また、投稿できる人が市内在住の方と限定されていたが、ゆかりがある方という形で広め、今年度は大阪県人会や東京郷友会の方にも案内をしてきた。今後、文芸むらかみの編集委員会でも、活性化についての検討をしていきたいとの答弁。その他さしたる質疑なく、次に歳出について第3款民生費は質疑なく、第10款教育費について、委員より、小学校教材等整備計画の図書購入費について、令和3

年度の決算額とおおよそ同額になるが、配分方法が決まっているのかとの質疑に、図書費の配分は各学校の学級数で荷重配分しており、小学校と中学校も同様だが、標準と比べて不足している学校もあることから、現状把握をもとに今後の検討を進めて行く必要があると捉えているとの答弁。委員より、中学校の就学援助で、利用者が飛躍的に伸びている理由はとの質疑に、就学援助の案内文書など、学校を通じて全員に配布したことが大きな理由だと捉えるとの答弁。委員より、スポーツ庁のナショナルトレーニングセンターの補助事業は、スケートパークを拠点とした、競技力強化に対するイベントや大会が目的なのか、競技者を育成することが目的なのか、重視しているのはとの質疑に、強化選手のトレーニング環境を本市が提供することが目的となるとの答弁。委員より、二十歳のつどいが開催されたが、20歳を迎えた対象者と参加率はとの質疑に、コロナ禍以前は参加率が70%を超える参加人数だったが、令和4年度は対象者588人のうち、当日出席者は338人となり、出席率が57.5%であった。今年度は対象となる584人に案内を差し上げ、356人の参加になり、出席率は60.95%となったとの答弁。委員より、二十歳のつどいが1月開催だと、着物の着付けなど経済波及効果が大きいという声も聞くが、検証は行ったのかとの質疑に、波及効果という視点で捉えれば1月開催のほうが大きいと捉えている。参加した方や保護者の声からも、華やかな振袖で二十歳のつどいに参加したい旨の声も聞いている。しかし、降雪時期で交通機関の影響が懸念されることから、今後も安定した時期で開催していきたいが、対象となる方の意見も聞きながら決定したいとの答弁。その他さしたる質疑なく。第11款災害復旧費は質疑なかった。以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、賛否についての発言を求めたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第103号のうち総務文教分科会所管分については、起立全員にて原案のとおり認定すべきものと態度を決定した。以上で報告を終わる。

総務文教分科会

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

市民厚生分科会

(報告)

長谷川市民厚生分科会長 ただ今上程されている、議第103号令和4年度村上市一般会計歳入歳出決算認定のうち市民厚生分科会所管分については、去る9月15日、19日の両日、令和5年度村上市一般会計補正予算(第4号)に引き続き審査を行った。その概要と結果について報告する。初めに、歳入について担当課長から説明を受けた後、質疑に入った。第15款国庫支出金、個人番号カード交付事務費補助金について、委員より、この補助金はマイナンバーカードの交付数等で決まるのかとの質疑に、交付率ではなく、かかった費用について10分の10の補助金をいただいているとの答弁。委員より、マイナンバーカードの交付率はとの質疑に、国では保有枚数値として公表しており、今年8月末現在で本市は75.4%となっているとの答弁だった。次に、歳出について、担当課長から説明を受けた後、質疑に入った。第2款総務費、空き家等管理不全防止対策経費について、委員より、昨年の代執行の件数はとの質疑に、昨年度中に特定空き家として7棟認定した。そのうち4棟を令和4年度中に解体し、2棟については令和5年に解体するとの答弁。委員より、この空き家関係の対策協議会が設置されているが、議事録が作成されていないのかとの質疑に、議事録は作成しているが、ホームページにアップしていないとの答弁。委員より、アップしないのはなぜかとの質疑に、取りまとめなどの電子システムを使っていることもあり、取りまとめに時間がかかっているためまだアップできていないとの答弁。委員より、空き家の実態調査の結果について公表されていないがとの質疑に、近いうちに公表したいと思うとの答弁だった。次に、第3款民生費、障害福祉費一般経費について、委員より、福祉タクシーの

利用助成委託料について、1人当たり24枚交付されるとのことで、1枚がおよそ初乗り料金分だと聞いているが、私の知人は村上総合病院まで5～6千円のタクシー料金がかかるので、1回の通院である程度なくなってしまう。病院が近い人は何回も利用できるが、遠い人はなかなか利用できないので格差があると感じるが、多少なりとも解消する方法はないのかとの質疑に、おっしゃるとおり、住まわれている地域によって格差が生じているのは現実にその金額に反映されている。現在、地域の公共交通の見直しなども行っており、そういったことも見据えながら、その格差が縮まるのではないかと考えていますのでご了承願いたいとの答弁。委員より、確かに公共交通の見直しも行われているのでその辺でも有効にしていきたい。また、交付枚数と請求枚数に差があると思うが、その差額を格差是正に充当することはできないかとの質疑に、制度的に1名当たりの年間枚数ということになるので、充当するというのは難しいとの答弁だった。次に、障害者自立支援経費の補装具給付費について、委員より、市へ申請書を提出してそれが新発田の更生相談所に行くわけだが、診断書なども添付しているのにも関わらずそこからまた根掘り葉掘り、色々聞かれてメンタル的に参ってしまうとの相談があったが、もう少し県のほうの対応をうまくやっていただくようにできないかとの質疑に、申請者には手戻りにならないように聞き取り、その情報も県のほうに全て上げるようにしているが、再度聞かれることで窓口に来られた方にとっては、聞かれないことを再度聞かれることが大変苦痛なのかと思う。もう少し連携をうまくできるよう、担当者同士で話し合いをしてみたいとの答弁だった。次に、避難行動要支援者支援経費について、委員より、対象者は人数に対してどのくらいの名簿が出てきているのかとの質疑に、名簿の対象者として、施設入所者を除き、令和5年4月1日現在の名簿対象者数は1万2,710人で、名簿を外部に提供してもいいか同意書の発送を行ったところ、1万83人の方から返信があり、同意済みの方は9,691人で、同意率は76.3%となっている。そのうち、個別避難計画を実際に作られた方は、505人となっている。今年度は、介護支援専門員、生活支援員の方々に協力をいただき、対象者1,000人を予定し、個別避難計画委託料330万円を計上しているとの答弁でした。次に、(8.3)大雨災害被災自動車支援事業経費について、委員より、大雨災害により廃車となった自動車1,171台と修理が201台に係る支援経費について支出したとの説明があったが、201台については、補助された経費プラス自己費用で再生されていると想像がつくが、廃車となった1,171台は、廃車後、また手に入れるとなるとそれなりの費用負担を強いられると思うが、廃車に伴う金額の補助のほかに、新たに入手する費用への補助については考えられなかったのかとの質疑に、今回の豪雨災害で、あれだけの被害があったわけなので、急遽被災自動車への支援金を創設した。廃車に対して10万円は、買う価格の何十分の1でしかないが、まずはそういう制度を施行し、これからどうするかという議論には至っていない。これで本当に用が足りたというふうには思っていないとの答弁だった。次に、第4款衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種事業経費について、委員より、予防接種健康被害調査委員会での相談に対してはどうか対応しているのかとの質疑に、令和4年度は4回開催している。内容については湿疹や手の痛み、脳出血、むくみなどで、それ以外でも、電話で相談が来ており、場合によっては医療機関に受診して、その後必要があれば健康被害ということで申請できることをお伝えしている。電話相談は多数来ているが、実際に申請した人は令和4年度に関しては5人という状況であるとの答弁でした。次に、同じく、新型コロナウイルスワクチン接種事業経費について、委員より、1億8,500万円余りの返還金があるが、事業実績がそこまで伴わなかったゆえの返還金と理解してよいかとの質疑に、新型コロナウイルスワクチン接種事業経費については、令和3年度中に交付決定を受けたお金の返還金となる。初年度であり、事務費に使うべき補助金分と、医療機関の接種費用として支払いする負担金分を合わせた形で当初所要額見込みで報告していたものが、後々分かれたが、変更交付申請という工程が無かったため、令和3年度については、当初に所要額として

計上していた金額が残ったままとなり、結果不要になってしまったという経緯であるとの答弁だった。ほかにさしたる質疑なく、以上で質疑を終結し、自由討議を求めたところ、鈴木好彦委員より、福祉タクシーの実態を説明した質疑において、新しい形での利用方法を模索しているとの答弁があった。市の税金で全体を構築する事業に、利用者負担の不公平があってはならないと思う。市民であればどこに行っても同じ負担で使用できる体制を構築していただきたい。基本的には同じ市民税を支払っているのであれば、サービスも同じ負担で受けられるというのが市民の考えではないかとの意見があった。稲葉久美子委員より、公共交通の関係でその金額を聞くたびに負担の不公平を感じる。私は、村上総合病院へは歩いていける距離だから 200 円でも良いが、山北地区の人は電車やタクシーで行かなければならないと聞くと、やはり同じ市民であれば同じ料金でというのが当然だと思うので検討してほしいとの意見があった。木村貞雄委員より、特別会計の情報通信では、神林地区を含め朝日、山北地区では便利な部分もある。鈴木好彦委員の問題提起は確かにそうなるが、他の面に関しては良い面もあるので平均化するのなかなか難しいと思うとの意見があった。菅井晋一委員より、話が広がって難しいが、私は、福祉タクシーの部分でなるべく平等になるように考えてもらいたいとの意見を述べた際に、今後は公共交通の在り方を検討する際に、乗り合いタクシーについても、格差が生じている部分を圧縮していくような答弁があったので、福祉タクシーの利用券で解消できないのであれば、のりあいタクシーなど平準化されていく方法を利用するしかないのではというふうを受け取った。原則は鈴木好彦委員の意見のとおり平等にやって欲しい。その思いが変わりないが、いろいろな手法で不公平感をなくすよう取り組んでいただきたいとの意見があった。以上で審査を終結し、賛否態度の発言を求めたところ発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第 103 号のうち市民厚生分科会所管分については起立全員にて原案のとおり認定すべきものと態度を決定いたしました。以上だ。

市民厚生分科会

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

経済建設分科会

(報 告)

尾形経済建設分科会長 ただ今上程されている、議第 103 号令和 4 年度村上市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、経済建設分科会の所管する審査範囲について先ほど報告した議案に引き続き審査を行った。その審査の概要と経過についてご報告を申し上げます。初めに歳入について担当課長より説明を受けた後、質疑に入った。第 13 款分担金及び負担金については質疑なく、第 14 款使用料及び手数料について、委員より、イヨボヤ会館の入館料について、電気代の高騰などを考慮した見直しの考えはあるのかとの質疑に、値上げに関しては協議していない。指定管理料の見直しで電気代の高騰分は処理している。市の負担を考えると入館料の見直しも考えなければならないが、やはり利用者のことを考えると、据え置くのも一つなのかと考えているとの答弁。委員より、入館料が令和 3 年度と比べると、約 200 万円の増収となっているが、入館者数はどの質疑に、令和 4 年度の入館者数は、3 万 4,713 人であり、令和 3 年度よりも約 4,600 人増加しているとの答弁。次に第 15 款国庫支出金、第 16 款県支出金、第 17 款財産収入、第 18 款寄附金、第 21 款諸収入については質疑なかった。次に歳出について担当課長より説明を受けた後に質疑に入った。第 3 款民生費、第 4 款衛生費、第 5 款労働費については質疑なく、第 6 款農林水産業費について、委員より、有害鳥獣対策は、農林水産課所管分と、環境課所管分があるが、組織の統合はできないのかとの質疑に、ご指摘の件は理解できるが、すぐには対処することは難しい。県でも環境の関係と農林

の関係で違っており、市としては県の対応を見極めながら市民の声に応えるべく対応していくとの答弁。委員より、朝日まほろば夢農園に関しては、以前から費用対効果を指摘してきたが、道の駅リニューアルに向けて今後の方針はどの質疑に、利用者も時代と共に変わってきている。リニューアルに向けて道の駅とみどりの里をうまく導線でつなぐようにも考えている。今後の在り方に関してはさらに検討していくとの答弁。森林環境譲与税はどのような分野で活用されているのかとの質疑に、森林整備、人材育成、そして木材利用と普及啓発に使われることになっているとの答弁。次に第7款商工費について、委員より、ふるさと納税について、返礼品の上限額は決まっているのかとの質疑に、寄附額の30%ということで決まっているとの答弁。委員より、最近のニュースでこの割合が変わっていくとの報道があるがとの質疑に、その件に関しては承知しているが、市では生産者、納入業者に迷惑がかからないように対応していきたいとの答弁。委員より、企業誘致経費に関して、新たな企業進出の話はあるのかとの質疑に、具体的な話をできる段階ではないが、幾つかの優良企業から注目をいただいているとの答弁。次に第8款土木費について、委員より、除雪の出動基準はどの質疑に、積雪が車道で10cm以上、歩道で20cm以上になると出動することになっており、降雪状況をパトロールする業者が現地確認をしている。なお、降雪の状況によって、出動に多少の差異があるとも考えているとの答弁。委員より、昨年年末寒波では、通行止め、集落の孤立等で、市民生活に支障を来したが、本年度の対応はどの質疑に、昨年は短時間で多い降雪量となった。待機指示は取っているものの結果的にあのような状況になった。昨年の反省も含め、気象庁からの降雪情報などを基にし、支所ごとの除雪会議において、業者との連携を取ったうえで対応に当たっていききたいとの答弁。委員より、倒木などの影響も大きかったが、降雪前に対応しているのかとの質疑に、例年区長会を中心をお願いしているが、昨年の被災箇所については立木の管理を個別にお願いした。一例ではあるが小揚、日下の集落の方には立木の伐採を実施していただいた。坪根集落では区長さんが沿線の所有者の方に管理を呼びかけたとの事例もある。電力線やNTTの架線に引っかかって除雪の妨げになった事例も多かったことから、停電対策に向けた検討会を事業者も含め、早い段階から組織している。また、電力事業者では、早いうちから電線に支障となるような枝等の伐採は実施しているとの報告を受けているとの答弁。次に第11款災害復旧費についてはさしたる質疑なく、以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、賛否について発言を求めたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第103号のうち経済建設分科会所管分については起立全員にて原案のとおり認定すべきものと態度を決定した。以上で報告を終わる。

経済建設分科会

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたところ自由討議なく、討論を求めたところ討論なく、起立による採決を行った結果、議第103号については、起立全員にて原案のとおり認定すべきものと決定した。

委員長(大滝国吉君) 閉会を宣する。

(午前10時50分)